

議会運営委員会

日 時 令和4年11月21日（月）午前10時～

場 所 全員協議会室

1 令和4年亀岡市議会定例会12月議会について

(1) 議案送付 11月21日（月）

(2) 再 開 11月28日（月）

2 議案の概要説明について

(1) 概 要 （別添）

（暫時休憩 幹事会へ）

3 12月議会日程案について【別紙No.1】

(1) 一般質問通告期限 11月28日（月）正午

質問順序 ①公明党議員団 ②新清流会 ③緑風会 ④共産党議員団

(2) 請願書等提出期限 11月28日（月）午後5時

(3) 質疑通告期限 12月 6日（火）本会議終了時

(4) 意見書等提出期限 12月15日（木）午前10時

(5) 討論通告期限 12月16日（金）午後4時

4 再開日（11月28日）の議事等について

(1) 議事日程

諸報告

第1 会議録署名議員指名《長澤議員、西口議員》

第2 第1号議案から第20号議案（提案理由説明）

第3 議第1号議案

(2) 諸報告

○地方自治法第180条関係（2件）

○監査（例月）

○理事者出席要求

※午前9時55分から市民憲章唱和《唱和代表：山本副議長》

【裏面に続く】

5 請願について

○受理なし

6 陳情・要望について

- (1) 亀岡市議会から厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書を提出することを求める陳情【別紙No.2】
- (2) 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い【別紙No.3】

7 一般質問について【別紙No.4】

- (1) 通告書 メールまたはUSBで事務局に提出
 ※一般質問の項目は、重複のないよう会派内で調整を行う。（先例・申合せ119）
- (2) 質問時間 答弁を含み1人45分（個人質問）
- (3) 会派内順序 11月25日（金）までに事務局へ連絡

8 議員提案議案について

- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について【別紙No.5】
 - 発議者（前回：各会派幹事長）
 - 提案日 11月28日（月）
 - 提案理由、質疑、付託（省略）
 - 討論、表決 12月19日（月）

(2) 亀岡市議会個人情報保護条例の制定について

(3) 亀岡市議会委員会条例の一部改正について【別紙No.6】

(4) 亀岡市議会会議規則の一部改正について【別紙No.7】

◎発議者等は下記に記載

※参考：各会議のオンライン開催に伴う規定整備【別紙No.8】

- 発議者（前回：議会運営委員長）
- 提案日 12月19日（月）
- 提案理由、質疑、付託（省略）
- 討論、表決 12月19日（月）

9 特別委員会について

○活動の報告

公共交通対策特別委員会、桂川・支川対策特別委員会、京都スタジアム検討特別委員会

10 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 消毒液の設置、マスク着用、検温等

※傍聴者へはホームページ等で上記対応等呼びかけ

(2) 会議中のドアの開放、CO2濃度測定

(3) アクリル板の設置

※議長席、一般質問席、市長席、演壇ではマスクの着用なしで発言可

(4) 委員会への出席職員の抑制

(5) 代表者のみ市民憲章唱和（他の議員及び理事者等は起立の上で黙読）

11 その他

(1) 委員会等からの報告事項

○環境市民厚生常任委員会（提言）

○京都スタジアム検討特別委員会（府要望）

○政策研究会（政策提言等）

(2) 本日（11月21日）の会議予定

議会運営委員会終了後、幹事会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議

(3) 議会運営委員会等の日程

12月	5日（月）	14：00～	議運事前調整（正副議長、正副委員長）
	6日（火）	本会議終了後	議会運営委員会・幹事会
16日（金）	13：00～		議運事前調整（正副議長、正副委員長）
		14：00～	議会運営委員会・幹事会
19日（月）	未定		議運事前調整（正副議長、正副委員長）
		上記終了後	議会運営委員会

令和4年亀岡市議会定例会 12月議会日程表(案)

Ver. 041121

【議会期間22日間】

日付	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
11/18	金	10:15～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
19	土		
20	日		
21	月	(当初議案送付) 10:00～ 議会運営委員会(市長出席)・幹事会 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議	議案概要、11/28の議事日程等
22	火		
23	水	(勤労感謝の日)	
24	木	13:30～ 広報部会	
25	金		
26	土		
27	日		
28	月	10:00～ 【定例会再開】 <12:00：一般質問通告期限/17:00：請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、 提案理由説明
29	火		
30	水		
12/1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	13:00～ 市長・議長議案調整(追加議案)ー 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
6	火	10:00～ 【一般質問】(追加議案送付)ー 終了後 議会運営委員会(市長出席)・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限>	追加議案概要、12/9の議事日程 等
7	水	10:00～ 【一般質問】	
8	木	10:00～ 【一般質問】	
9	金	10:00～ 【一般質問、追加議案等】 終了後 広報部会	提案理由説明、質疑、付託
10	土		
11	日		
12	月	10:00～ 総務文教常任委員会 (午後) 公共交通対策特別委員会	付託議案審査 委員長報告確認
13	火	10:00～ 環境市民厚生常任委員会 (午後) 桂川・支川対策特別委員会	付託議案審査 委員長報告確認
14	水	10:00～ 産業建設常任委員会 (午後) 京都スタジアム検討特別委員会	付託議案審査 委員長報告確認
15	木	委員会(予備日) 13:30～ 広報部会 <10:00：意見書等提出期限>	
16	金	10:00～ 市長・議長議案調整(人事議案)ー 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 議会運営委員会・幹事会(市長出席)ー 終了後 会派会議 <16:00：討論通告期限>	人事議案概要 人事議案概要、意見書案、 12/19の議事日程等
17	土		
18	日		
19	月	10:00～ 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 終了後 【定例会休会】(午後予定) 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決、人事議案等

令和4年9月8日受理

(郵送)

亀岡市議会から厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書を
提出することを求める陳情

陳情の要旨

国の医療提供体制は戦後結核を中心とした感染症、脳血管疾患等を中心として、その後、疾病構造の変化、公衆衛生の向上により、現在はがん「悪性腫瘍」を中心とした医療提供体制になっています。

現在のパンデミックに対応する為、感染症専門病院への支援や、野戦病院を設置する時、潜在看護師を活用する事が重要と考えます。亀岡市議会は厚生労働省に、潜在看護師を活用する意見書を提出して下さい。

陳情の理由

現在、第7波オミクロンの感染症が国内で猛威を振るっています。専門家から感染症法における感染症の分類を、二類相当の扱いから五類感染症に変更する案が出ていますが、他の専門家からは治療薬がない間は認めないと、反対意見がでてまとまらないのが現状です。

この為、重要な事は国内に潜在看護師は現在約60万人と言われている事から、社会の非常時に潜在看護師を活用することが大切と思います。

令和4年9月5日

亀岡市議会議長

福井 英昭 様

社会の歪を鋭く追及

政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町2丁目17の6

〒446-0044 ☎0566-76-7465

潜在看護師を活用する事についての考え方(意見書の案)

本部	都道府県所在地
責任者	都道府県知事
活動する範囲	潜在看護師が在住する 都道府県
役割	通常の看護業務
資格	正看護師 准看護師
採用期間 年齢 性別	3年間 継続可 18歳以上 男女
教育訓練日	年 4回 1回14日
実施場所	都道府県に設置の病院
応召義務	義務はなし
賃金	時間単位(労働基準法に沿って 支払う)

課題

1. 所管 防衛省 総務省 (厚生労働省)
2. 予算 同上 (組織維持費)
3. 勤務体系 未定

令和4年10月24日受理

(郵送) 令和4年10月20日

別紙 No.3

市区町村議会議長 殿

一般社団法人 日本教材備品協会
会長 大久保 昇
(会長印省略)

学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い

学校教材(備品)は、学習効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で必要不可欠であります。また学習指導要領の学習目的を実現し、児童生徒の確かな学力の育成を図るためには、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備を図ることが極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を目指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の授業展開は、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になると存じます。そのためには、紙や黒板及びデジタル教材だけでなく、「主体的・対話的で深い学び」を触発・支援する学校教材(備品)の役割がますます大きくなり、授業で積極的に活用されるよう期待されております。

文部科学省では、義務教育諸学校に備える教材の例示品目と整備数量の目安をとりまとめた参考資料である「教材整備指針」を、平成20年改訂の学習指導要領を踏まえ平成23年に策定し、平成29年改訂の学習指導要領を踏まえ令和元年に改訂し、各学校・各教育委員会が学校教材(備品)の整備の現状を把握し、教育方針に応じた整備の計画を立て易くいたしました。また、これらの学校教材(備品)の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう、総務省の協力の下、令和2年度からの10か年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、単年度で約800億円の地方財政措置が講じられております。しかしながら、各々の自治体における学校教材(備品)の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

貴自治体におかれましては、管内の義務教育諸学校における学校教材(備品)の整備の現状を調査・把握いただき、教材整備計画の策定を進めていただきたくお願い申し上げます。その上に、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整いただき、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備をより一層推進していただくことをお願い申し上げます。

尚、お送りしました当該リーフレットは、「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」の表紙のタイトルにありますように、計画的な学校教材(備品)の整備の実施をお願いする内容となっております。子どもたちの学力向上のため、学校教材(備品)の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。

【本件のお問い合わせ先】

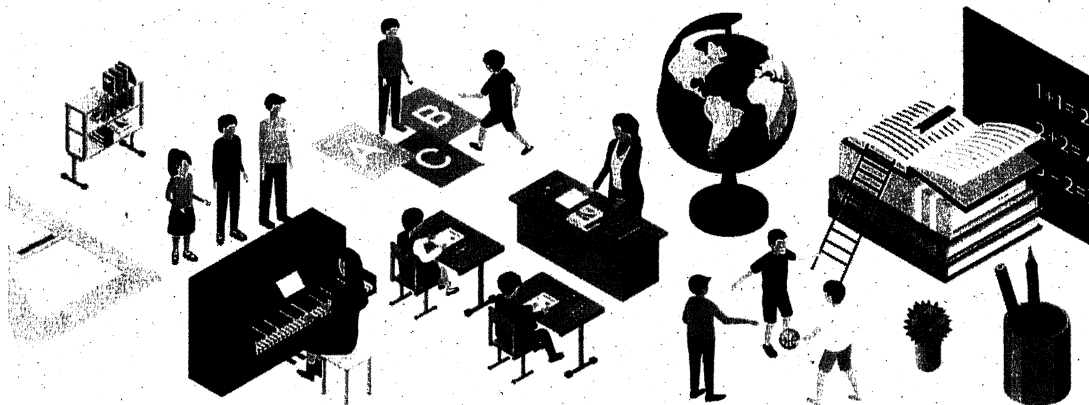
一般社団法人日本教材備品協会 事務局長 山岸大造
〒100-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル
TEL: 03-5472-7659 e-mail: jema@chive.ocn.ne.jp

一般社団法人 日本教材備品協会 (JEMA) につきまして

私ども一般社団法人日本教材備品協会 (JEMA) は、平成3年に優れた教材
教具の研究開発と普及を目指して設立され、平成10年に当時の文部大臣より
社団法人の認可を受けた協会です。

以後、公益事業に注力し、学校教育用教材備品等に関する普及、活用、開発、調査
研究、品質向上等の事業を行うことで我が国の学校教育に寄与してまいりました。

法人制度改革に伴い、平成25年4月に一般社団法人に移行し、引き続き学校教
育に寄与することを目的に事業を展開しているところであります。



JEMA
Japan Educational Materials Association.
一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

TEL 03-5472-7659

FAX 03-3431-3900

E-mail : jema@chive.ocn.ne.jp

<http://www.jema.or.jp/>

子どもたちの 未来のために

計画的な**教材整備**が必要です。

文部科学省策定の**教材整備指針**を参考に、

教材整備計画を活用して、

適切な教材の整備充実を図りましょう！



義務教育諸学校における

教材整備計画

令和2年度～11年度

JEMA
Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

子どもたちの確かな学力の育成を図るための

教材整備計画

が策定されています。

令和2年度から11年度まで、「学校教材整備」のために、
単年度約800億円、10か年で約8,000億円(見込み)の
※地方交付税措置が講じられています。

「主体的・対話的で深い学び」により、
児童・生徒たちが自ら考え、
自ら発信する力をより伸ばす教育を進めるために、
支援・触発する学校教材を
しっかりと整備していきましょう。



義務教育諸学校における教材整備計画

概要

文部科学省では学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」を令和元年8月に改訂。これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

1. 趣旨

学習指導要領に対応し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進する。

3. 積算内容

- (1) 学習指導要領関連(学習指導要領に対応する教材)
- (2) 技術革新等関連(昨今の技術革新等を踏まえた教材)
- (3) 学校における働き方改革関連(学校における教育環境改善に資する教材)

2. 計画の内容

教材整備指針(令和元年8月改訂)の例示教材等の整備に必要な経費を積算。

4. 年次計画額

単年度措置額(普通交付税) 約800億円
(10か年総額 約8,000億円見込み)

小学校	約500億円
中学校	約260億円
特別支援学校	約40億円

子どもたちのために、
教材整備に積極的に
使しましょう!

※地方交付税措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。
なお、この地方公共団体が学校教材の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。

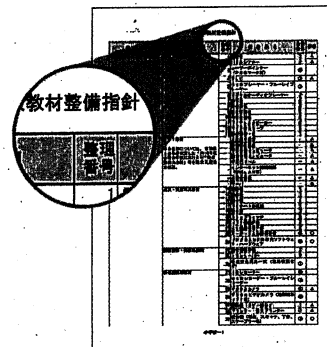
学校教材の計画的な整備のため、

文部科学省策定の **教材整備指針** を

積極的に活用しましょう！

教材整備指針は義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料としてとりまとめたものです。目安の数量(必要数)と現有数とを把握し、計画的に整備していきましょう！

これらの整備に必要な経費は新たな教材整備計画により地方交付税措置が講じられております。

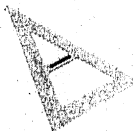


小学校教材整備指針

教材整備指針の特色

① 教材整備数量の目安を例示

各市区町村、学校が具体的な整備数量を定める際の参考として、学校、学年、学級、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示



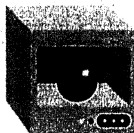
② 学習指導要領に対応

学習指導要領に対応する全ての教科の教材を例示



③ 技術革新等を踏まえる

視線/音声入力装置(特別支援学校)、3Dプリンター(中学校)等、昨今の技術革新等を踏まえた教材を例示



④ 学校における働き方改革に対応

拡大プリンター、複合機等学校における教育環境改善に資する教材を例示



教材整備指針の活用例

- ▶ 新たに必要となる教材、更新が必要な教材のピックアップに！
- ▶ 備える整備数の参考に！
- ▶ 整備計画策定の参考に！
- ▶ 教育委員会等への要望資料として！



▼詳しくはこちら▼ ご不明点や活用のご相談などございましたらお問い合わせください。

JEMA

検索

www.jema.or.jp/mext/mext-info



学校教材の整備

検索

www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm



教材整備指針 に基づいた 教材整備 を!

教材整備指針は
このような内容に
なっています。

例：小学校教材整備指針を基に

④学校における働き方改革に対応

②学習指導要領に対応

教科等	機能別分類	品目番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現有效	整備数
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	7	△			
	発表・表示用教材	2	パネルシアター	9	△			
	道具・実習用具教材	23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	8	○			
	情報記録用教材	32	プリンター・拡大プリンター	1	△			
国語	発表・表示用教材	35	黒板(作文指導用、短冊、漢字指導用、硬筆指導用など)	3	△			
	道具・実習用具教材	40	漢字練習用教材(漢字・筆順カードなど)	2				
社会	発表・表示用教材	46	地球儀(大・小・白地図など)	5	△			
算数	発表・表示用教材	49	教材作成・提示説明ソフト	1	○			
	道具・実習用具教材(数と計算)	59	計算ブロック	7	○			
理科	発表・表示用教材	65	標本(堆積岩、化石、火山噴出物、火成岩、映像教材など)	8	△			
	実験観察・体験用教材	89	音の学習用具(おんさなど)	5	○			
生活	実験観察・体験用教材	121	木の実穴あけ器	4	○			
音楽	発表・表示用教材	127	鑑賞資料(DVD、CDと関連画像資料など)	2	○			
	道具・実習用具教材	133	録音機器(デジタルレコーダーなど)	4	○			
図画工作	発表・表示用教材	144	色立体模型	1				
	道具・実習用具教材	175	整理用教材(整理戸棚、材料収納棚・箱、作品乾燥棚、掃除機(集塵機)など)	8	△			
家庭	発表・表示用教材(住生活関連教材)	176	黒板(栄養黒板、献立黒板など)	8				
体育	実験観察・体験用教材	209	簡易音計	5	○			
	道具・実習用具教材(陸上運動)	235	投の運動用具一式	1	○			
	道具・実習用具教材(ボール運動)	245	ハンドボール用具一式	1	○			
外国語活動	発表・表示用教材	263	音声CD(チャンツ、歌、ナーサリーライム等)	8	○			
外国語	道具・実習用具教材	265	カード教材(ピクチャーカード、フラッシュカードなど)	5				
総合的な学習の時間	実験観察・体験用教材(福祉・健康)	292	高齢者疑似体験セット、加齢体験セット	4	△			
特別活動	発表・表示用教材	299	紙芝居用舞台	1	○			

○は令和元年改訂で
新規に例示した教材

△は令和元年改訂で
例示内容を
一部見直した教材

【特別支援教育に必要な教材】

③技術革新等を踏まえる

①教材整備数量の目安を例示

教科等	機能別分類	品目番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現有效	整備数
特別支援教育に必要な教材	知的障害	310	運動学習用教材(トランポリン、ボールプール、平均台、バランス遊具、投てき板、大型三輪車、マットなど)	3	△			
		311	ソーシャルスキル指導用教材	3	△			
	肢体不自由	316	入力支援機器(手指入力、音声入力、視線入力など)	7	△			
		320	軽量持ち運びスロープ	3	○			
	病弱及び身体虚弱	323	表示機器(VRゴーグルなど)	3	○			
		333	字幕提示システム(音声認識システム、字幕提示用機器など)	3	○			
	自閉症	346	デジタルカメラ	7	○			
	学習障害(LD)	351	カラーフィルター(情報の量や強さを調整するシートなど)	7				
	注意欠陥多動性障害(ADHD)	355	衝立	3				

※必要数-現有效=整備数

【小学校・中学校】

単位	番号	目安
I. 学校	1	1校あたり1程度
II. 学年	2	1学年あたり1程度
III. 学級	3	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	4	8人あたり1程度
	5	4人あたり1程度
	6	2人あたり1程度
	7	1人あたり1程度
V. その他	8	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

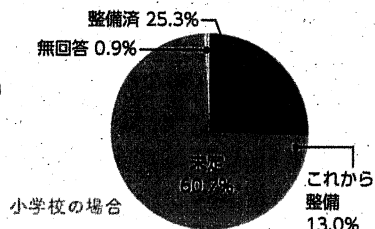
【特別支援学校】

単位	番号	目安
I. 学校	1	1校あたり1程度
II. 学年	2	1学年あたり1程度
III. 学級	3	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	4	3人あたり1程度
	5	2人あたり1程度
	6	1人あたり1程度
V. その他	7	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

教材整備指針(令和元年度改訂)での例示品の整備状況 (令和3年度 JEMA調査より)

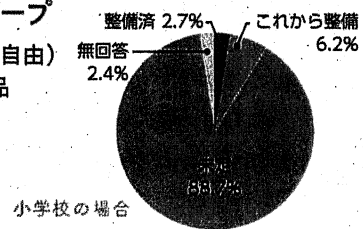
地球儀

社会の発表・
表示用教材の例示品



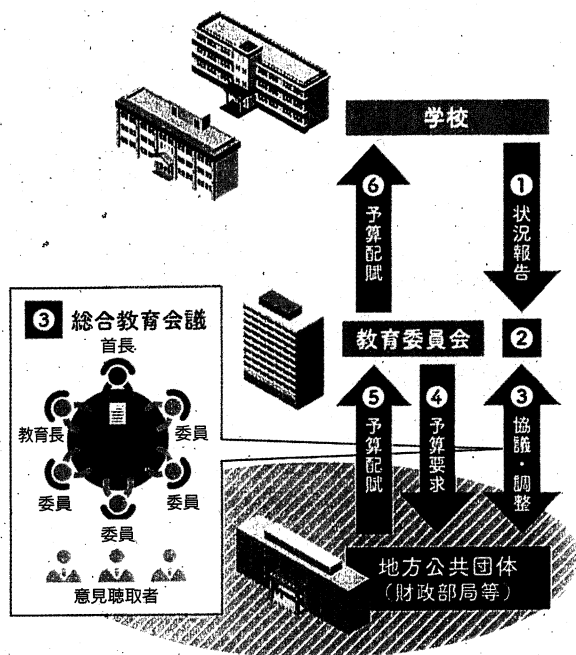
軽量持ち運びスロープ

特別支援教育(肢体不自由)
に必要な教材の例示品



学校教材の整備の進め方について

教材整備計画における学校教材の整備に必要な経費は、地方交付税等による財政措置の対象とされており、学校教材の整備について、それぞれの地域で議論し、予算措置することが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な教材整備について首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。



POINT

首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になります。

財政措置額 (全国ベース)
令和4年度措置額約800億円

〈積算基礎〉

- 小学校 (18学級規模)..... 2,761千円
- 中学校 (15学級規模)..... 2,836千円
- 特別支援学校 (350学級規模).. 84,804千円

学校現場での整理

- 整備品目や教材の優先順位を決定

校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かした全校的な対応を図る。

① 状況報告 学校 → 教育委員会

- 教委に対して情報提供・要望(教材による効果の説明等)

② 教育委員会内での整理 教育委員会

- 学校現場で更新・新規購入が必要な教材を把握

- 各学校に対するヒアリング
- 各学校での台帳による管理
- 学校で必要な教材の優先順位をつけて要望
- 他自治体の整備状況の照会

- 教育委員会で内容を精査
- 教材整備に必要な費用を積算

③ 協議・調整 教育委員会 ↔ 地方公共団体(財政部局等)

- 教育条件整備に関する施策
学校備品・教材の計画的な整備計画

④ 予算要求 教育委員会 → 地方公共団体(財政部局等)

- 必要な予算を要求
 - 要求内容について説明
- 文部科学省からの資料等も活用
地方交付税の財源措置等の通知
教材整備指針

⑤ 予算配賦 地方公共団体(財政部局等) → 教育委員会

⑥ 予算配賦 教育委員会 → 学校

教材整備関係の地方交付税措置額の試算例(令和4年度ベース)

	地方交付税の算定に用いる標準施設の状況			地方交付税措置額(試算例)	
	一般財源 (教材整備関係) A	施設規模 B	1学級当たり 一般財源 C (A/B)	施設規模 D	試算額 E (C×D)
小学校	2,761千円	18学級	153千円	150学級 学級	22,950千円 千円
中学校	2,836千円	15学級	189千円	80学級 学級	15,120千円 千円
特別支援学校	84,804千円	350学級	242.3千円	50学級 学級	12,115千円 千円

備考1: 地方交付税措置額の試算に用いる学級数(D)は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。

備考2: 寒冷補正(暖房費や除雪費等を反映するもの)等の補正係数は、考慮していません。

ここに学級数を代入して、あなたの自治体や学校の措置額を試算しましょう!

子どもたちの確かな学力の育成を図るために、 学校教材の安定的かつ計画的な整備の実施、推進をお願いします。

学習指導要領を踏まえた安定的かつ計画的な教材整備の実現に向けて 文部科学省初等中等教育局長 伯井 美徳

適切な教材の整備充実、児童生徒の関心・意欲や知識理解の質をさらに高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による学習指導要領の趣旨の実現を図る上で極めて重要であり、加えて教師の授業準備や教材研究の負担軽減効果も期待でき、各学校における働き方改革の推進にも資するものと考えられます。

このため、文部科学省では、教育条件整備策の一つとして、令和元年8月に策定した「教材整備指針」に例示される学校教材等の整備が、安定的かつ計画的に実施できるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2～11年度の10か年）を策定しており、令和4年度で三年度目となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響や、GIGAスクール構想の進展を中心として、学校の教育環境に大きな変化が訪れておりますが、教材整備の重要性は変わりません。各地方公共団体、教育委員会、学校におかれましては、同指針も参考としていただきながら必要な教材を整理した上で、総合教育会議における首長と教育委員会の協議・調整の場を活用するなどして、学校教材の整備をより一層推進していただければ幸いです。

地域の実情に応じた教材整備の推進を

総務省自治財政局調整課 課長補佐 三好 健太郎

学習指導要領に対応して策定された「義務教育諸学校における教材整備計画」を踏まえ、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、その整備に必要な経費については、地方交付税措置を講ずることとしております。

地方交付税に用途の定めはなく、それぞれの地域において、教材整備の必要性やその整備水準等について議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた教材整備が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子どもたちの健やかな学びが図られることを期待しております。

すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう

全国連合小学校長会 会長 大字 弘一郎

令和4年度は学習指導要領全面実施3年目となり、全国の小学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がより一層進められています。また、1人1台端末と高速大容量通信環境における、ICTを活用した教育活動が本格化しています。しかしながら、各自治体の財政状況や考え方等によって、その整備や推進状況に格差が生じています。

全国連合小学校長会は、公立小学校の教育環境は全国どこでも同じように整備されていなければならないと考えています。すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう、「教材整備指針」を踏まえた教材整備が進みますようお願いいたします。

「学びの充実」と「学校における働き方改革」の両面からの教材整備を！

全日本中学校長会 会長 平井 邦明

新学習指導要領の全面実施2年目を迎え、全国の公立中学校では「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を更に進めているところで。学校で使われる教材は、生徒の興味・関心を高めたり、理解を助けたりする上で極めて重要であり、その充実是不可欠です。また、「学校における働き方改革」が求められる中、教材準備等の負担軽減にも繋がります。全日本中学校長会としても、「全国どの地域でも一定水準の教育を受けることができること」「働き方改革を推進すること」の両面から、全国の全ての公立中学校が「教材整備指針」を基に整備計画を策定し、計画的かつ確実に教材整備を進めていただくことをお願いしたいと思います。

学校教材の有効活用を

全国市町村教育委員会連合会 会長 田邊 俊治

児童生徒の確かな学力の育成を図るため、教師の適切な指導とそれをより効果的にする学校教材が必要です。新たな学習指導要領が全面実施となり、また児童生徒の「1人1台端末」での授業が進められる中、デジタル教材はもちろんのこと、より五感を働かせるアナログ教材など学校教材の必要性は更に増えています。全国の市区町村教育委員会は、子供たちの学習活動がより充実されるよう、それぞれの学校に教材整備の具体的な計画を策定し、実行することが望まれるところです。

計画的で着実な学校教材の整備を

一般社団法人日本教材備品協会 (JEMA) 会長 大久保 昇



学習指導要領が目指す児童生徒一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちが自ら考え、自ら発信する力を身につけるために、学校の様々な教材教具はそれを触発する道具として情報端末の整備と同じく重要な存在です。文部科学省では子どもたちの確かな学力の育成を図り、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するために、令和2年度から10年間の「義務教育諸学校における教材整備計画」が策定され、単年度で約800億円の財政措置が講じられております。すべての自治体に設置されている「総合教育会議」において、文部科学省策定の教材整備指針（令和元年改訂）に則り、計画的に、そして着実に各々の自治体で学校教材の整備が促進されることをお願いします。

教材整備の参考に・・・

「JEMAは、教材整備に関する様々な情報・データを提供しています。」

 **教材データベース** <http://kyouzai.jema.or.jp/>

日本初 教材検索WEBサイト。
学校が求める、あらゆる教材情報にお応えします。

 **JEMA 教材データベース** 

「JEMAは、安全な教材の整備を推進しています。」

◎子どもたちを健康被害から守ろう!!
JEMA教材教具安全基準適合認定事業。



JEMA 安全基準適合認定マーク
取得品目 5021810号

議第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の
162.5」を「12月に支給する場合には100分の1
67.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」
に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から
適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施
行する。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、<u>12月に支給する場合においては100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、<u>12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。</u></p> <p><u>ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>(期末手当の内払)</u></p> <p><u>2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>

議第 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(委員長及び委員の除斥) 第17条 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p>	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u> <u>第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥) 第17条 (略)</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p>

第20条 (略)

(公述人の決定)

第24条 (略)

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 (略)

(参考人)

第28条 (略)

2 (略)

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

第20条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 (略)

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 (略)

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第28条 (略)

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

議第 号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第90条—第94条)」を「(第90条—第94条の2)」に、「(第166条)」を「(第166条・第166条の2)」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。)第14条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含むものとする。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員

会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。ただし、条例第14条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>目次</p> <p>第1章 会議 (略)</p> <p>第2章 委員会 第1節 総則(第90条—第94条) (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第166条)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議 (略)</p> <p>第2章 委員会 第1節 総則(第90条—第94条の2) (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第166条・第166条の2)</p> <p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p><u>第94条の2 この章における出席委員には、亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。)第14条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含むものとする。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員</u></p>

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、条例第14条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

各会議のオンライン開催に伴う規定整備

会議名	オンライン会議開催規程			
①議会運営委員会	委員会条例（14条の2）			
②常任委員会				
③特別委員会				
④全員協議会	会議規則 （166条の2）	（亀岡市議会全員協議会規程）		
⑤広報広聴会議		（亀岡市議会広報広聴会議規程）		
⑥幹事会・幹事長会議	亀岡市議会幹事会・幹事長会規程（第4条）			
⑦議員団研修会	亀岡市議会議員団研修会実施要領（6）			
⑧委員長会議	先例・申合せ（208）			
⑨災害対策本部会議	亀岡市議会基本条例運用基準（3）			
⑩政策研究会	亀岡市議会基本条例運用基準（15）			

⑥幹事会 幹事長会

亀岡市議会幹事会・幹事長会規程（案）

平成6年12月22日

（幹事長会決定）

（設置）

第1条 議会の各会派間の意見調整等について協議するため、亀岡市議会に幹事会及び幹事長会を置く。

（協議事項）

第2条 幹事会・幹事長会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会派に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 各種委員の選出に関する事。
- (4) 議員団に関する事。
- (5) 慶弔に関する事。
- (6) 議決を要しないもののうち、市政上特に重要な事項に関する事。
- (7) その他必要と認めた事。

（組織）

第3条 幹事会は、正副議長及び各会派の幹事長、幹事をもって構成し、幹事長会は、正副議長及び各会派の幹事長をもって構成する。

2 前項の幹事会における幹事（幹事長を含む。）の数は、10人以内とし、会派所属議員数に按分して割り当てる。

（会議）

第4条 幹事会及び幹事長会は、議長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、議長がこれにあたる。
- 3 会議は、全会派の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 議事は、出席幹事の過半数をもって決定する。
- 5 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で会議を開くことができる。

（代理者の出席）

第5条 幹事長及び幹事が事故のため幹事会及び幹事長会に出席できないときは、その会派に属する議員の中から代理者を出席させることができる。

2 前項の規定により出席する代理者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長にその旨を申し出なければならない。

⑥幹事会 幹事長会

(決定事項の報告)

第6条 幹事会及び幹事長会において協議決定された事項で特に重要なものは、議長が全員協議会において報告するものとする。

(会派の決定)

第7条 この規程において、会派とは2人以上の議員により議会内に結成された議会活動を同じくする議員の団体をいう。

2 前項の会派を結成したときは、会派の代表は、その会派名、構成員の氏名及び幹事長、幹事の氏名を議長に届け出るものとし、その届け出事項に異動を生じたときも同様とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会が決める。

附 則

この規程は、平成7年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

⑦議員団研修会

令和5年度 亀岡市議会議員団研修会実施要領

1 主 旨

議会は、市政の方針を意思決定する議決機関として、また、執行機関に対して監視を行う重要な役割を担っている。

円滑な議会運営と、議員としての資質向上を図ることを目的として、議員団研修会を実施する。

2 内 容

- (1) 人権研修について
- (2) 議会運営について
- (3) 議会活性化について

3 日 時

- (1) 人権研修について
令和5年6月下旬（予定）
- (2) 議会運営について
令和5年10月下旬（予定）
- (3) 議会活性化について
令和5年11月下旬（予定）

4 場 所 全員協議会室又は議場

5 対 象 者 全議員

6 開催方法 集合研修を基本とするが、議長が必要と認める場合は、
亀岡市議会オンライン会議実施基準に基づきオンライン
による方法で開催する。

⑧委員長会議

Ⅲ 先例・申合せ

第12章 議会内各種会議

〔3〕 委員長会議

206 委員長会議は、必要に応じ議長が招集し、委員会相互間の連絡調整等必要な事項について協議する。

207 委員長会議は、議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員長又は特別委員長をもって構成する。

208 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員長会議を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した委員長会議の開催に必要な事項は、亀岡市議会オンライン会議実施基準を適用する。

⑨災害対策本部会議

亀岡市議会基本条例運用基準

令和3年3月23日改正

3 災害時の対応

亀岡市内において、災害が発生した場合、下記のとおり対応する。

亀岡市議会災害対応マニュアル

災害発生

【議会事務局】

- 議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。
- 議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

- 議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

- 議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集・情報提供

【議会事務局】

- 議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害対策本部設置

【議長】

議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。ただし、議長は、災害の状況等により議員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で会議を開くことができる。

⑩政策研究会

亀岡市議会基本条例運用基準

令和3年3月23日改正

15 政策研究会

条例第17条に規定する政策研究会の運用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - ①政策的条例案の策定に関すること。
 - ②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。
- (2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、議会運営委員会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、その承認により結成できるものとする。
- (3) 議長は、政策研究会を結成する必要があると認めるときは、前号のとおり参加する議員を呼びかけることができる。
- (4) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。
- (5) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。
- (6) 政策研究会は、必要に応じて、議員派遣の議決により、活動することができるものとする。
- (7) 議員派遣による活動については、その内容を速やかに議長に報告するものとする。
- (8) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。
- (9) 政策研究会は、その活動の最終的な結果を速やかに議長に報告するものとする。
- (10) 代表者は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等、その他やむを得ない理由によりその構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で会議を開くことができる。

<参考>

亀岡市議会基本条例

(政策研究会)

第17条 議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。